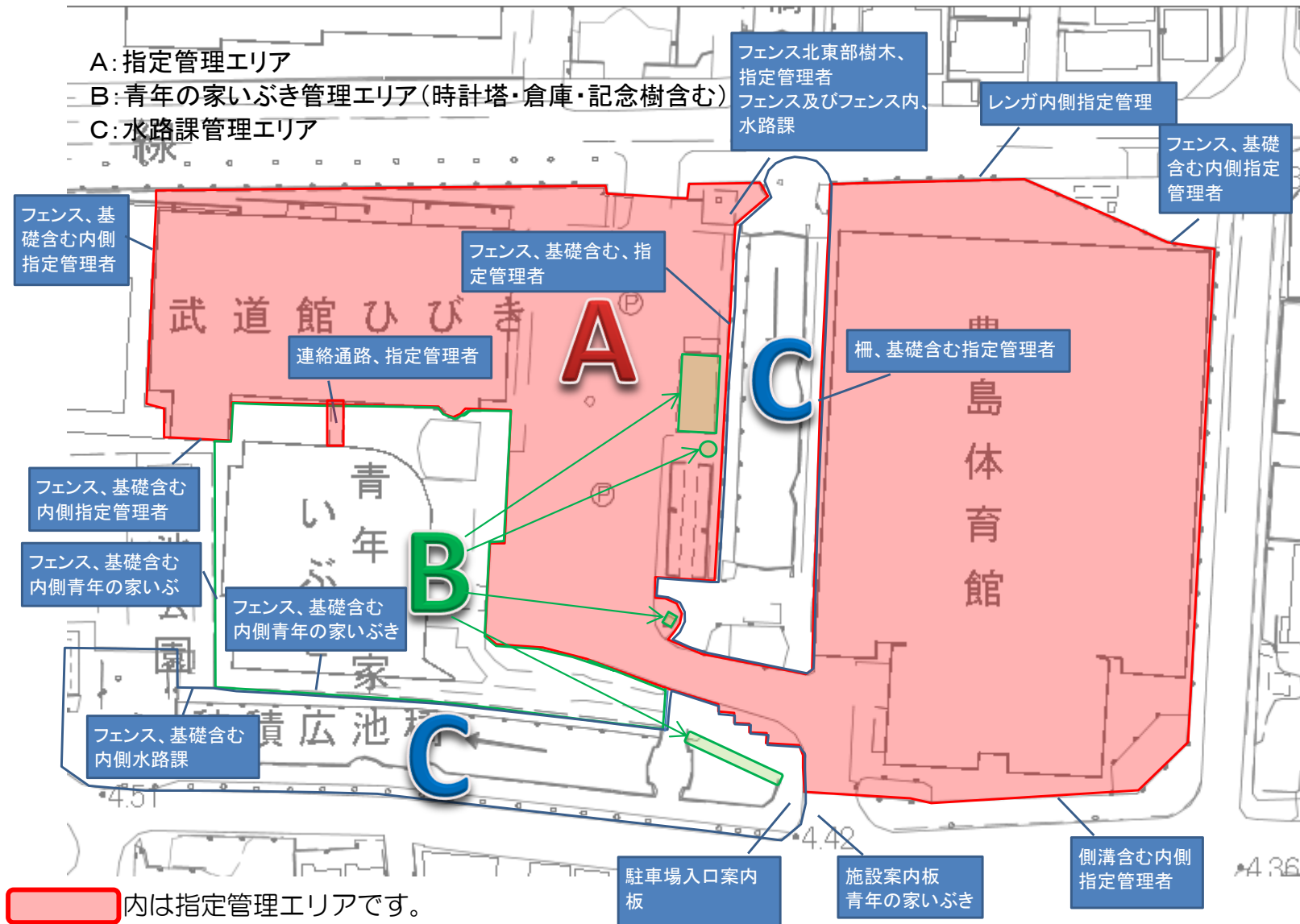
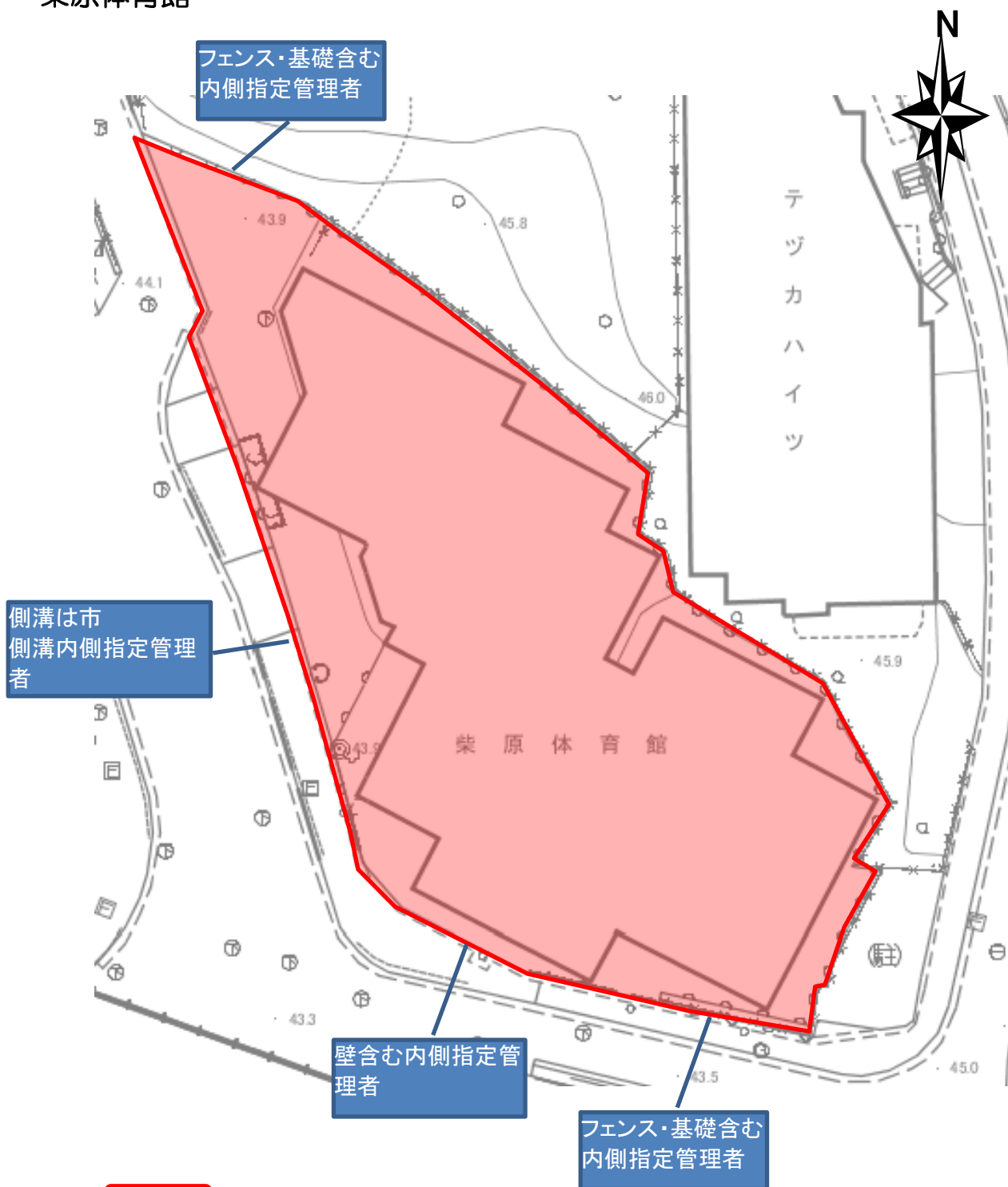


豊島体育館・武道館ひびき・武道館ひびき等駐車場



・指定管理エリアの植栽管理（樹木剪定、刈りこみ、除草）については指定管理者が実施すること。

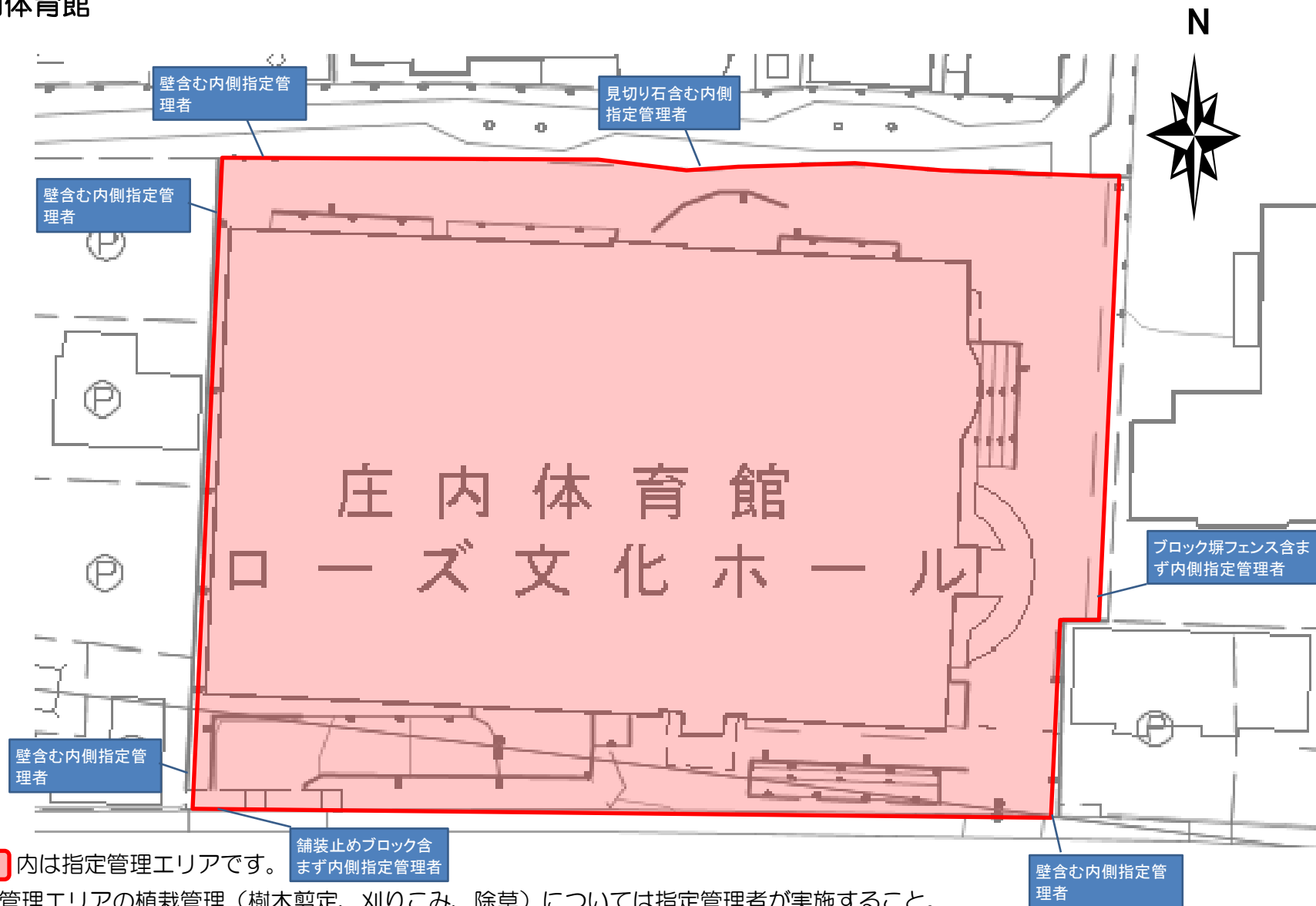
柴原体育館



内は指定管理エリアです。

- 指定管理エリアの植栽管理（樹木剪定、刈りこみ、除草）については指定管理者が実施すること。

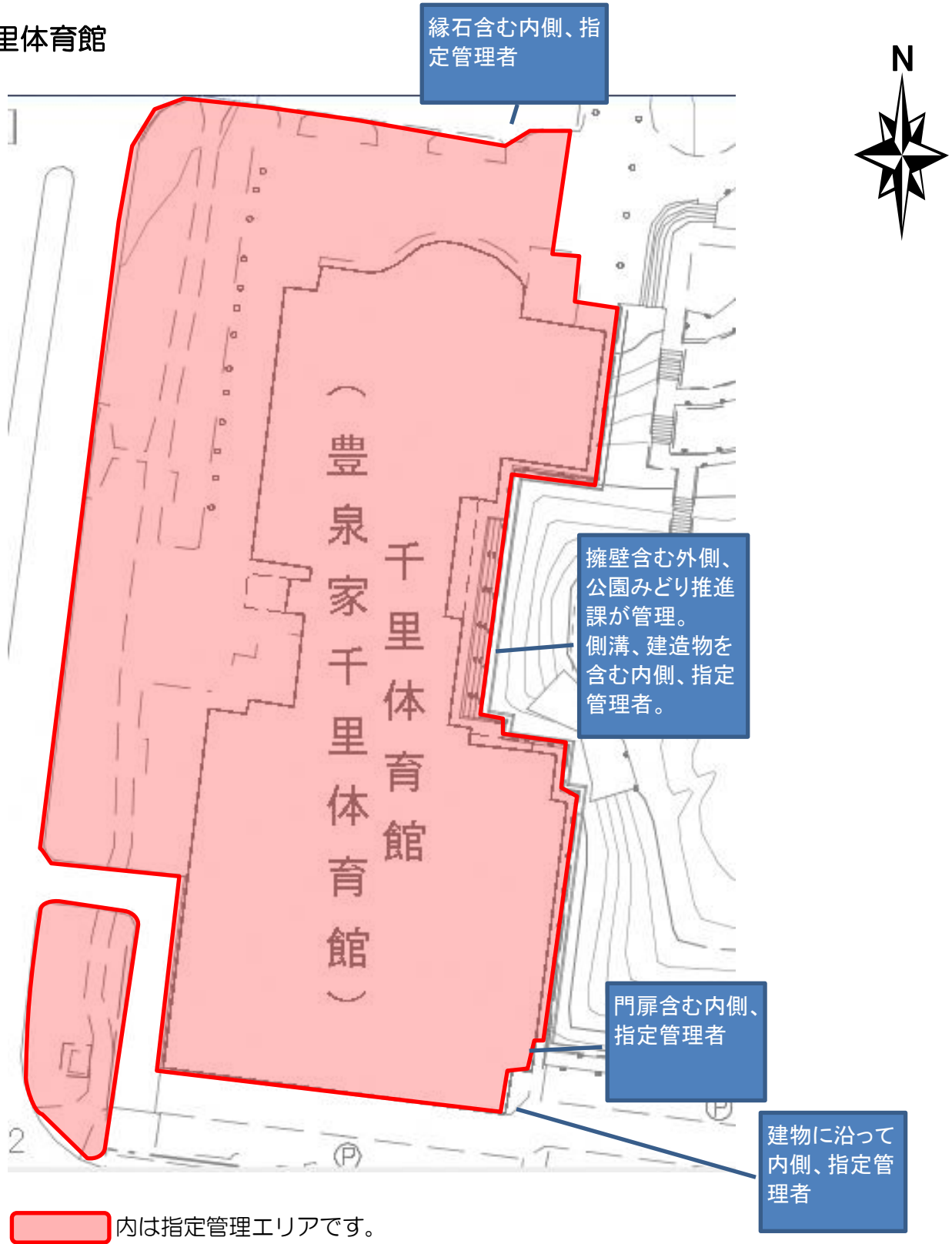
庄内体育館



内は指定管理エリアです。舗装止めブロック含まず内側指定管理者

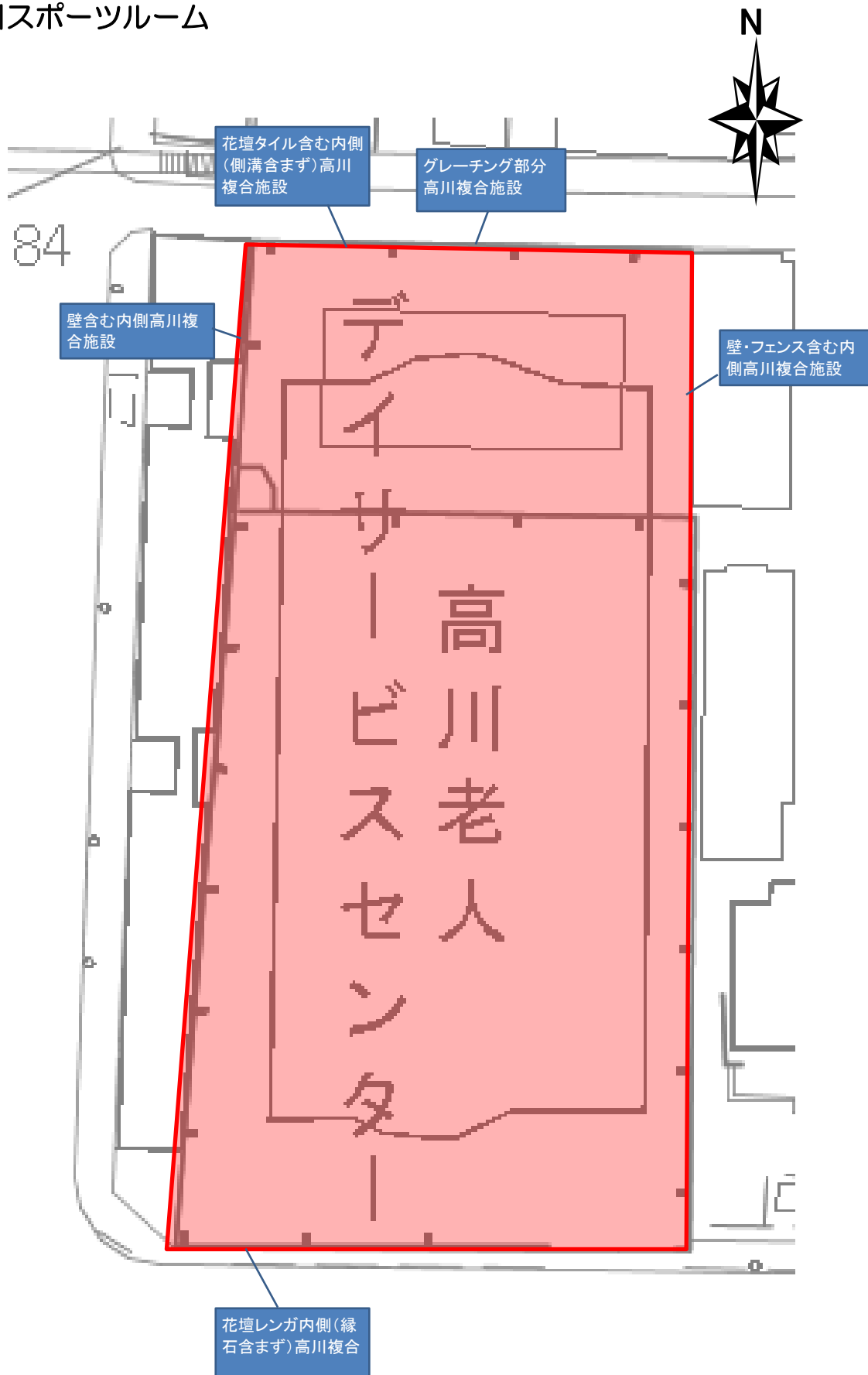
- 指定管理エリアの植栽管理（樹木剪定、刈りこみ、除草）については指定管理者が実施すること。
- モニュメントについては、市の管理となります。

千里体育館



- 指定管理エリアの植栽管理（樹木剪定、刈りこみ、除草）については指定管理者が実施すること。
- 駐車場に係る電気代については、指定管理者が負担すること。
- モニュメントについては、市の管理となります。

高川スポーツルーム

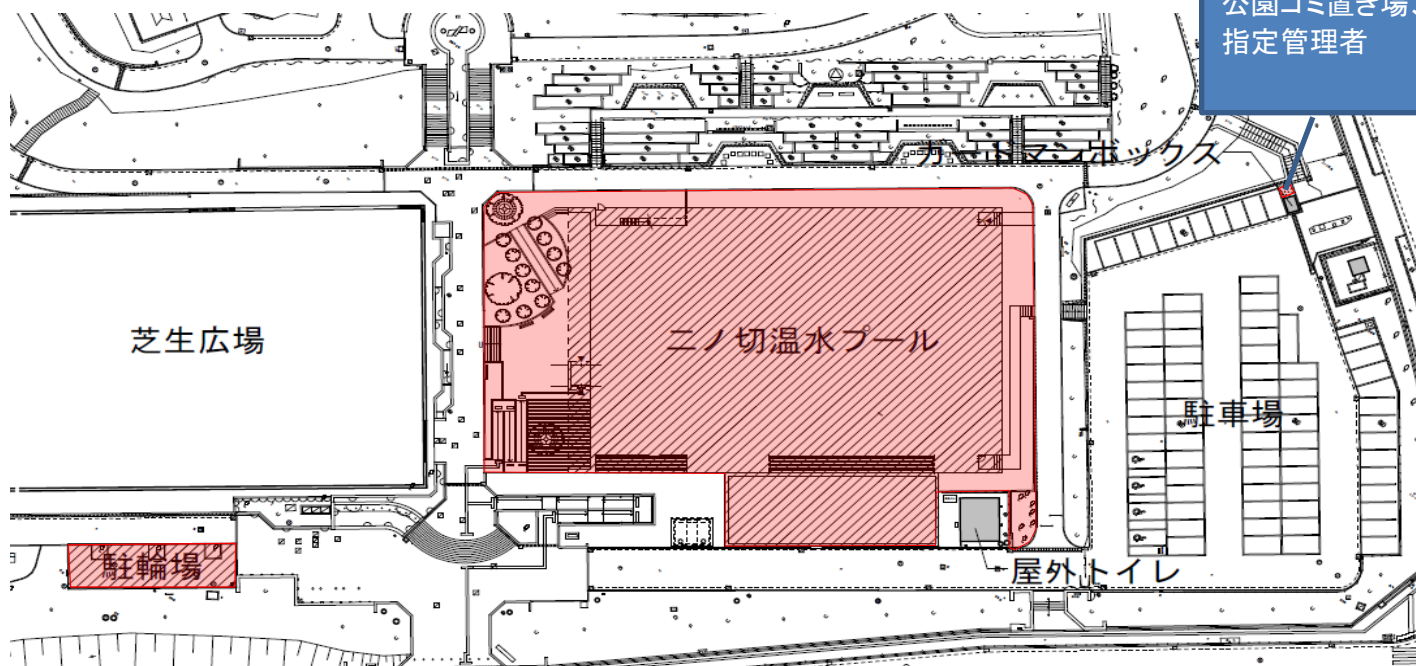


内は高川複合施設エリアです。

二ノ切温水プール



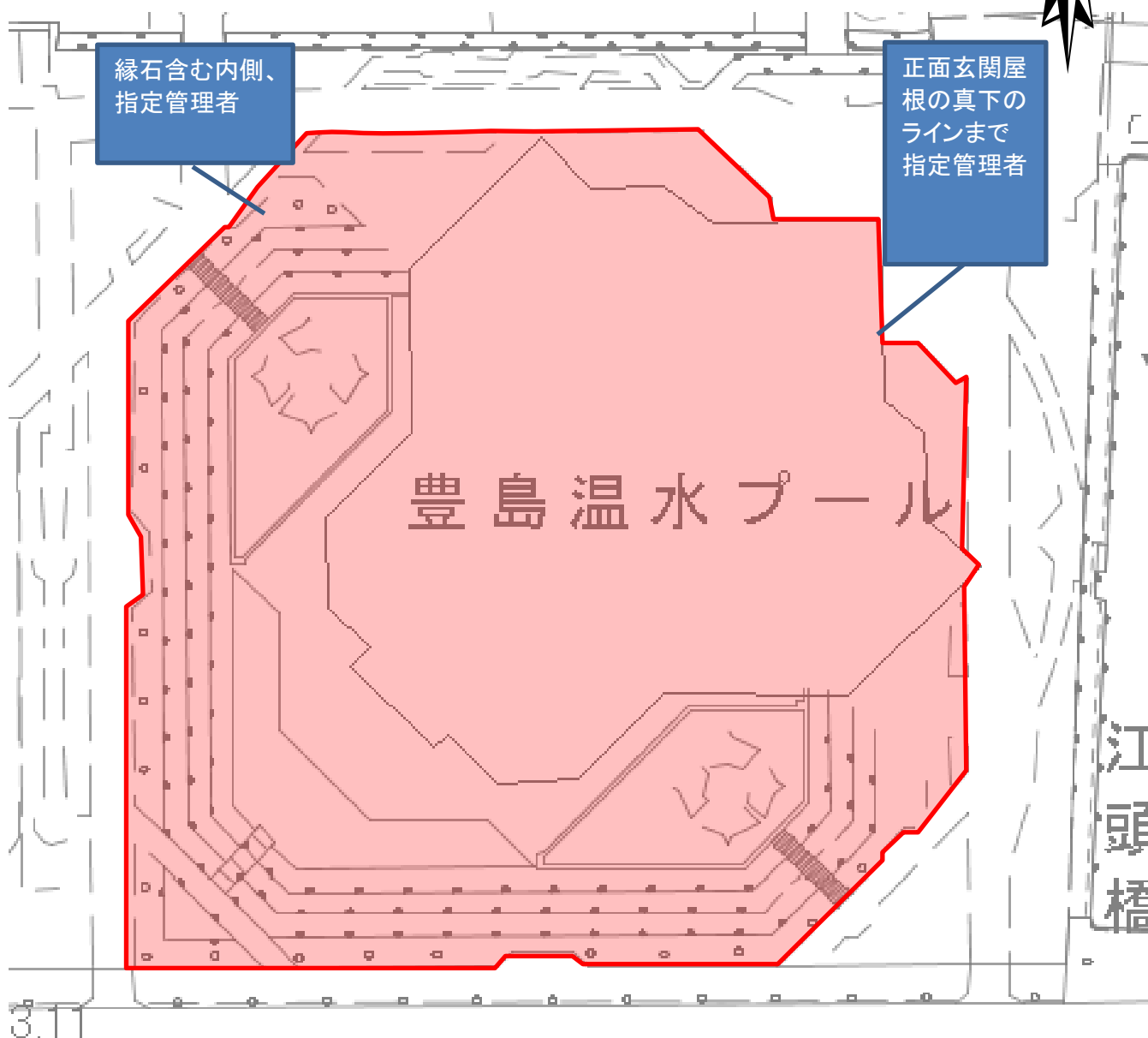
公園ゴミ置き場、
指定管理者



内は指定管理エリアです。

- 指定管理エリアの植栽管理（樹木剪定、刈りこみ、除草）については指定管理者が実施すること。
- 公募時点では、施設が未竣工であるため、詳細な管理エリアについては、協定時に再度協議することとします。

豊島温水プール



内は指定管理エリアです。

- 指定管理エリアの植栽管理（樹木剪定、刈りこみ、除草）については指定管理者が実施すること。
- 街灯及び施設内外に設置してある騒音測定器に係る電気使用料については、指定管理者が負担すること。
- 街灯の管理については、市が行います。
- 正面玄関屋根の真下部分までが指定管理エリア。

その他留意事項

●武道館ひびき・青年の家いぶきの複合施設については、詳細な管理エリア及び取り決め等について、別途 協定を結び決定すること。総合管理委託業務及び各種保守点検業務の契約については、青年の家いぶき（豊中市）が締結し、支払いについても青年の家いぶき（豊中市）が一旦立て替え、武道館ひびき指定管理者が当該施設にかかる経費について負担金を青年の家いぶき（豊中市）へ支払うこと。

●庄内体育館・ローズ文化ホールの複合施設については、管理エリア及び取り決め等について、別途協定を結び決定すること。また庄内体育館指定管理者において総合管理委託業務及び各種保守点検の業者を選定し、契約を行うこと。なお、支払については、庄内体育館指定管理者が全額を立て替え、ローズ文化ホールの指定管理者へ、面積按分（29.2%）分を請求すること。

●高川スポーツルーム・高川図書館・高川老人憩いの家・高川老人介護予防センターの複合施設については、管理エリア及び取り決め等について、別途協定を結び決定すること。また、総合管理委託業務及び各種保守点検業務の契約については、高川図書館（豊中市）が締結し、支払いについても高川図書館（豊中市）が一旦立て替え、高川スポーツルーム指定管理者が面積按分（22.65%分）を高川図書館（豊中市）へ支払うこと。

●次の施設については、年間を通して市が行政財産の使用許可を与えています。

- ①各体育施設・・・自動販売機（自動販売機設置事業者）
- ②豊島温水プール・・・騒音測定器（大阪府）
- ③武道館ひびき1階事務室東部分・・・豊中市体育連盟事務所（豊中市体育連盟）
- ④豊島体育館倉庫・・・選挙管理委員会備品倉庫（豊中市選挙管理委員会）

これらに係る電気使用料（④を除く）については、指定管理者が使用許可を受けた団体へ請求を行うこと。

●施設から排出される廃棄物については、事業系廃棄物として、一般廃棄物と産業廃棄物に分別を行い適切に処理を行うこと。

●指定管理エリア周辺の歩道等については、定期的に巡回を行い、異常がある場合は、豊中市へ報告すること。また、ゴミ拾い等の簡易な清掃を行い、施設周辺の美観を保つこと。